平成２３年（フ）第７７０号
名古屋市中区東桜２丁目18番24号　イトーピア新栄マンション304号室、住民票上の住所愛知県春日井市高山町３丁目16番地14
破産者　村瀬　幸雄
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９４号
東京都渋谷区初台１丁目６番11号　フィンズ1611―504号、開始決定時の住所名古屋市守山区天子田３丁目1505番地　サンシャイン長谷川Ｂ棟105号
破産者　溝口　和広
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７７７号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ４―207号、開始決定時の住所大阪府摂津市三島２丁目２番47―307号
破産者　新田　栄治
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９５号
大阪府豊中市西泉丘３丁目２番１―302号
破産者　森河　伸治
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３４０号
大阪府門真市舟田町21番18号、前住所京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂34番地の４
破産者　矢野　重彦
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８１号
大阪府四條畷市雁屋南町７番４―305号
破産者　矢野　健一
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０号
大阪府四條畷市岡山１丁目４番12号　ナカタビルⅣ番館204
破産者　梅景　順子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６９号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番８―501号
破産者　山田　朋則
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４６９号
大阪市西区川口１丁目１番２号　株式会社クリーントップ２Ｆ、前住所大阪市東淀川区東淡路１丁目５番２―217号
破産者　金山　光雄
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２１号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番27号
破産者　中村工務店こと　中村　　敬
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５４号
大阪府茨木市太田３丁目１番48号
破産者　西田　陽子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８３６号
大阪市平野区背戸口３丁目９番27号　901号
破産者　吉田　栄二
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０７号
大阪市鶴見区放出東３丁目30番34号
破産者　ケー・ジー・エスこと　吉野　佳香
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９５号
大阪府河内長野市自由ケ丘１番１―802号
破産者　北原　敦子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００９号
堺市堺区京町通４番20号
破産者　金正　幸恵
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
堺市北区百舌鳥梅町３丁14番地24　グランディール中百舌鳥102号
破産者　稲本　　尚
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
神戸市中央区二宮町２丁目６番６号、従前の住所大阪府松原市天美南２丁目240番地の29
破産者　朱光産業こと　小坂　芳恭
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２号
神戸市須磨区戎町２丁目３番13号第二テルアキビル405、従前の住所兵庫県西宮市津門住江町８番16―1310号
破産者　村上　昌信
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６０号
兵庫県三田市駅前町10番５号　西浦ハイツ101号、従前の住所兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｊ棟804号
破産者　氏丸　淳子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部